

山口市環境審議会会議録

審議会等の名称	令和7年度第3回山口市環境審議会
開催日時	令和7年9月30日（火）10:00～11:30
開催場所	山口市大歳地域交流センター 講堂（2階）
公開・部分公開の区分	公開
出席者	青木委員、秋本委員、石田委員、今村委員、岡崎委員、木村委員、豊田委員、樋口委員、福代委員、山中委員、横山委員（11名）
欠席者	荒木委員、大野委員、福田委員、福浪委員（4名）
事務局	尾中環境部長、中川環境部次長、末永環境部参事(兼)環境政策課長、環境政策課 伊藤主幹、吉賀主幹、渡邊主任主事（6名）
議題	1 開会 2 議事 （1）答申（案） 民間事業者による太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理について
内容	次第に沿って以下のとおり進められた。 <事務局> 配布資料の確認 資料1 委員名簿、福浪委員の役職名中「常任理事」を「副理事長」に訂正 <事務局> <u>1 開会</u> <会長> <u>2 議事</u> 会議内容は原則公開、議事録についても公表することを提案、了承された。 <会長> <u>2 議事（1）答申（案）民間事業者による太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理について</u> 資料に基づき事務局から説明 以下、各委員及び事務局の発言要旨 <委員> 防府市環境政策課から太陽光発電設備に関する条例について、運用状況を伺う機会がありましたので、情報提供します。住民説明会については、対象範囲が敷地境界から低圧は100m、高圧は300mにお住まいの住民の方、所属している自治会を対象にされており、事業計画の概要や生活環境への影響などを説明されます。その説明会の開催概要や出席者、周知文書、開催時の写真などを記載した報告書の提出を求めています。出席者はだいたい3～4名程度で、地域の主要な方や近隣の住民の方が出席をされている。0名というケースもあったということです。届

出件数は聞き取り時点で64件、既存の太陽光発電設備についても届出を求めているが、新規が20件、既存が44件ということです。課題について、新規は今のところ問題は生じていないが、既存の設備については、市内全体では数百件あるはずだが、44件と条例自体の周知が図られていないという状況で、設備の保守点検をしている事業者も知らないという事例もあったということです。市への相談件数は10数件程度で、雑草の繁茂や、フェンスの破損、標識の未設置などの相談があるということです。保安業務をされている事業者からは、既存の設備に関して、保安点検が法定で定められているので、保安事業者に情報提供を求めれば、把握が進むのではないかという意見もあった。特別大きな問題は発生していないということでしたが、参考までに情報提供します。

<会長>

情報提供ありがとうございました。今後の検討の際に参考になると思います。

私からの意見で、前回の審議会では許可区域という言い方でしたが、今回は許可を必要な区域、略称で抑制区域となっているので、前回議論した時よりも、言葉の意味が明確になっており、良くなったかなと感じています。

<委員>

営農型太陽光発電設備は含むということで良かったでしょうか。

<事務局>

含まないという想定です。

<委員>

その辺りが分かるように記載された方が良いと思います。

全体的に抑制するという方向性になっているが、再生可能エネルギーを普及促進するという市の方向性は伝わるようにした方が良いと思います。現状認識の項目に、例えば、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画などの中に数値目標が設定されているので、この答申に明記した方が良いのかなと。そのうえで、太陽光発電設備をむやみに推進していくのではなく、まちづくりに寄与する形で推進するという意味合いで、条例を制定するということが分かるような形がありがたいです。

可能であれば、設備の設置を推進する区域を検討していただけると良いなと思います。

附帯意見のところで、許可基準にまちづくりへの貢献という項目が入っているが、許可を必要とする区域だけではなく、設備全体を対象にした方が良いと思います。同時に全国の地域貢献の事例を紹介できるように検討していただきたいです。また、市で設立された地域新電力会社山口グリーンエネルギーが地域の再エネ普及促進にどういった形で貢献できるのか、今後考えていただきたいと思っています。地域に発電事業者は他にもいるので、山口グリーンエネルギーだけを優遇するわけにはいかないと思いますが、一定の基準を設けて、地域の優良事業者を認定するような仕組みをつくって、公表するなど一つの方策かなと思っています。優良事業者の認定については、経産省で今検討されており、制度ができれば、その制度に則るということもできるかと思っています。

まとめると、この条例ができることで、市民の方が設備を設置することにブレーキがかかったという認識にならないようにしていただきたいという要望になります。

<会長>

現状認識の再エネ推進方策の部分で、追記という意見がありましたけど、私の解釈では、はじめにの部分でゼロカーボンシティ宣言などの推進方策を記載しているので、現状認識のところは、数行程度で簡単に推進を行っているということを記載すれば、コンパクトに収まるかなと思います。

<委員>

6制度の構成の中だけ、設備ではなく施設という表現になっています。また、事業者というのがどの事業者を対象としているのかが分かりません。設置の事業者なのか、保安の事業者なのかなど、明確にした方が良いと思います。はじめにで、太陽光発電設備と出てきますが、太陽光発電設備(以下設備)のような表記で統一した方が良いと感じました。

<会長>

今回は、条例ではなく、答申なので、文言が少し緩いのかもかもしれませんが、用語が統一感をもてるようなということと、略した時に分かるような工夫していただきたいと思います。

<委員>

制度の遵守については、義務化することが望ましいとあるが、義務というのは努力義務や罰則付きの義務などいろいろあり、どこまで厳しくする想定でしょうか。

<事務局>

罰則というところまでは考えていません。制度の構成の一番下にある、助言、指導、勧告、命令、どうしても守っていただけない事業者さんは名前を公表という想定です。

<委員>

何かあれば、最終的には事業者名の公表などということで、努力義務というのは、あってないようなもので、守ってもらえないことも多いので、少し厳しめにしても良いと感じました。

<会長>

これは財産権への配慮も必要なので難しい問題で、設置の時の段階でこういうルールを守りなさいというもので、何か問題が起きた場合には、草刈しなさいとかそういう指示ができて、それでも対応されなかったら、事業者と地域住民の間で裁判になると思います。そういう抑制策、いわゆる世間の目で監視をしていくという部分で、不適切な状態はある程度抑制していくということになるのではと感じています。

<委員>

今の罰則について、防府市では、保安事業者が保安点検をしたいが、草刈がされておらず、点検自体ができないという事例もあるので、そういった事業者の方にとっては、悪質な設置事業者は公表するなどしていただければ、多少点検しやすくなるのではという意見もありました。保安事業者から、設置事業者に話をしても実行してもらえないことも多く、保安事業者も困っているということでした。

<委員>

前回までの議論と比べて、抑制的な文章になっていると感じました。また、既存施設に適用するというのがかなり大変なところだろうなと感じました。ただ、今、釧路湿原なども話題になっており、設置事業者も気にされている時期だと思うので、制度の開始時に良い仕組みができれば、既存設備を持っている事業者もこうすれば安定的に運営できるという事例がたまっていくものと思っています。

罰則ですが、良い事業者を紹介するというインセンティブのようなものはないのでしょうか。特定の事業者をひいきするというのはまずいと思いますが、リストのようなものがあれば、その中から選ぶということもできると思います。いずれにしても、条例ができて、守られないということがあってはならないと思いますし、年間数十件という市の処理が、書類だけ受け付けて何も管理できていないでは意味がないので、体制づくりというのも考えてらっしゃるのでしょうか。

<事務局>

良い事業者の事例等を紹介できるような仕組みができてくれば良いと思うが、行政としては、一部の事業者をというのは難しい部分もあります。体制づくりに関しては、どのぐらいの申請、処理量、マンパワーが必要なのかは見えていない部分が多いので、今こうしますというのは申し上げられないですが、この制度が動き始めた状況を見ながら、どういう体制にするべきなのか、注意して進めていきたいと思っています。

<委員>

地域との事前協議ですが、防府市も区域を設定していますけど、山口市はどういう想定でしょうか。例えば自治会連合会経由で、その自治会に人を集めてもらうようにするなどというルートでしょうか。前回も話をしましたが、抑制区域を設定した場合に、地域交流センターから居住エリアが離れていて、その抑制区域に該当しないということが出てくると思います。事前協議の対象者の範囲を狭くしすぎてもダメだし、広くしすぎても関係ないと、当事者が欠けてくると思うので、その考え方が気になります。

<事務局>

対象の範囲について、今想定しているのは、防府市と同様、国のFITの説明会を行うエリアと同じで、ワット数の規模によって、半径100mなのか、300mなのかを設定したいと考えています。抑制区域については、交流センターから500mなど、あいまいな線を引いている状態なので、その詳細な線引きについては、実際の設置の際には、担当部局にも確認をしてもらいながら、事業者にお示ししていきたい

と考えています。

<委員>

行政区域から外れてしまうと、自治会長などが入らずに、説明会が行われてしまうということでしょうか。

<事務局>

抑制区域に関わらず、市全域として、設置場所の境界から半径何mという中に住んでいらっしゃる方は、全員対象となります。それに加えて、その中にかかっている自治会の会長も含めて、説明会の対象にするという想定で、これは国のFIT制度と同じ運用になります。

<委員>

附帯意見の中に、既存設備も適用することを検討することとありますが、この問題は現在の状況から起きているものだと思うので、今までの事業者に対する考え方が、検討するという意味合いがどういう含みがあるのか理解ができませんでした。

事業者は売電するにあたって、中国電力を通されると思うので、中国電力にはかなりの資料があるのではないのでしょうか。市が把握できないことについて、情報提供など、中国電力の力を借りるという方法もあるのではないのでしょうか。

<会長>

既存の設備にどう対応していくのかということだと思いますが、法律というのは、遡って適用するのが困難です。とはいえ、現在起きているトラブルは既存設備なので、どういう対応をするのかという難しい問題だと思いますが、市としてはどうでしょうか。

<事務局>

法律、条例については、遡って適用してはいけないという大原則があります。ただ、その中で、できる部分もあって、例えば、今設置しているものの当時の設置基準を変えて適用することはできないと思いますが、雑草の管理がされていないなどの今起きている事象に対しては、可能かもしれません。その辺りは法令の技術的なことを所管する部署もあるので、今から条例を作っていく中で、どこまでならできるのか、できないのかということをこの附帯意見を基に検討していきたいという意味で、検討という言葉を使わせていただいております。

中国電力の件も、電力の小売が自由化されて、電力関係の会社も中国電力と送配電ネットワークを使って、別の会社を作っていたりと、分割されています。中電ネットワークの電線を通すところは、必ず通るので、そこは顧客情報をもたれていると思いますが、どこまで提供していただけるかというところはあると思うので、そこは検討させていただきたいと思っています。

<委員>

答申案ができあがって、今日も活発な議論がされているので、私としては、この方向性でうまく進んでいけば良いと思っています。

<委員>

基本方針エのところで、対象外の規模の施設を連続、分割して設置するなどの制度回避について、基本方針に書かれているということで、かなり重要視されていると思いますが、どのようにこれを実現していこうと考えておられるか伺いたいと思います。それから、市は制度の実効性確保のための方策を定めることという部分は、あいまいな表現になっていますが、具体的に何を想定されているでしょうか。また、許可を必要とする区域を設定するというので、許可基準は前回の審議会の時のままなのか、制度の方向性の(6)には、具体的な事項が例示されているが、それに加えて、許可基準に何かを設定する想定でしょうか。

<事務局>

小規模施設による制度回避については、今こうやっていきますとお答えはできませんが、答申としては意見をいただいたので、記載させていただいたところです。答えにはなっておりませんが、実効性の確保については、制度の構成に記載しております助言、指導、勧告、命令、公表によって、実効性を高めていくと想定しています。許可基準について、今の想定では、地域団体と何らかの合意をするということを基準にしたいと考えています。前回の審議会の時に、地域との合意や、制度の方向性の(6)のアからエを許可基準にしてはどうかとお示しましたが、地域の合意以外は他のエリアでも求めるべきではないかというところがありまして、この部分については、市全域でと考えております。これに加えて、許可を必要とする区域では、居住を促進するエリアですが、地域団体の代表から合意が得られれば、設置を許可するという形を考えています。

<委員>

制度回避については、まだこれからということですが、これは審議会の答申になりますので、市の政策を決める場ではなく、審議会としての意見を出すということで理解しました。

<委員>

ある人から、市内で1番大きなメガソーラーが檣畑にあると聞いて、せっかくの機会なので、現地を見てきました。丘陵地や山間部に随分設置されている様子を初めて見て、驚きました。私は大内の問田川沿いに住んでいますですが、平成21年に大変な水害がありました。今の線状降水帯などの状況を考えると、檣畑をあまり開発されると、問田川は大丈夫だろうかと不安を感じました。こういう会に参加しないと、檣畑には行かなかったと思いますし、良い経験になったので、今後に生かしていけるのではないかと感じました。

<会長>

是非、経験されたことを今回だけではなく日常生活にも生かしていただきたいと思います。

<委員>

これから設備の廃棄の問題が出てくると思いますが、廃棄費用の積み立てというのも言及されているので、納得しました。太陽光や風力、水力発電など、再生可能エネルギーの普及を国が進めてきてますが、それによって、人間生活がおびやかされるというのは良くないと思っていて、既存設備にも適用というところは、今困っている方がいるということだと思うので、是非ご検討をお願いしたいと思います。

<委員>

これからゼロカーボンシティなどで、山口市の中で設備は増えていくんでしょうか。

<事務局>

国もビジョンを作って、再生可能エネルギーを普及促進していくという方向性は打ち出しています。その中には、太陽光発電だけではなくて、風力や水力など色々なものがあります。太陽光発電設備については、今までほどではないと思いますが、山口市にも土地はありますので、増えてくるとは思います。日本の狭い国土の中では適地は限られてきて、段々と人が生活するエリアにも設備を設置するようになってきたという話もありますので、今までより速度は緩やかになってくると思っています。国としては、生活環境に影響がない形で、必要な再生可能エネルギーを導入していくという方向性ですから、今までのような無秩序ではない形で、きちんとしたものができてくるという想定ではあります。

<会長>

私見ですけど、設備が増えるのは増えてくると思います。ただ、この条例の対象になるような規模の小さい設備が増えてきて、同時にトラブルも増えてくるというパターンになると考えています。適地、大きい土地は既に設置がされており、今度、身近な小さい土地が使われて、増えてくるトラブルに対応という意味で、この条例は意義のあるものになると思っています。

<委員>

東日本大震災の時に、太陽光発電設備のエネルギーがすごく活躍したそうで、そう考えると設備があちこちにできるのも良いけれど、我々が考えるのはその後で、20年、30年した後に廃棄しないといけない。その時にまたこの審議会ができるかもしれないですね。こういったごみをどう処分していくか、太陽光発電設備のリサイクルについても難しい問題がたくさんあるそうですね。この度、こういった条例ができて、山口市も一歩進むんだなと思って、喜んでおります。

<会長>

この後、ご意見等ありましたら、事務局にご連絡いただければと思います。

答申案については、大まかにはこういった形でよろしいかと思いますが、今回の会議のご意見を踏まえて、修正を加えて、皆さんに一度みていただき、私の方でも確認して、最終的な答申にしていきたいと思っています。

	<事務局> 閉会 部長挨拶
会議資料	・ 令和7年度第3回山口市環境審議会 次第 ・ <u>資料1</u> 山口市環境審議会委員名簿 ・ <u>資料2</u> 山口市環境審議会規則 ・ <u>資料3</u> 答申(案) 民間事業者による太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理について ・ 環境審議会席次表
問い合わせ先	環境部 環境政策課 総務担当 TEL 083-934-2699